

No	内容	質問	回答
1	目的	医療機関等物価高騰対策支援金の目的は？	光熱費等の価格高騰によって、国が定める公定価格(診療報酬等)により経営を行う病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所は大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられていることから、将来に亘り安定的な医療提供体制を確保するため、価格高騰分の一部を支援するものです。
2	目的	各区分の支援金額はどのように設定したのですか？	規模が異なる複数の医療機関等から、電気代・ガス代・燃料代・水道代の資料の提供を受け、物価高騰の影響を算出するとともに、国の支援策、九州各県の支援金額等を踏まえ、本県の各区分の支援金額を設定しました。
3	目的	支給された支援金の使途に指定はありますか？	使途の指定はありませんが、No.1のとおり医療機関等の負担を軽減するために交付するものですので、趣旨に沿って御活用ください。
4	対象施設	保険診療、保険施術を取扱う施設を対象としているのは、どのような理由からですか？	No.1のとおり、保険診療、保険施術を取扱う施設は、国が定める公定価格のため価格転嫁ができず経営努力のみで対応することが困難なことから支援対象としています。
5	対象施設	医療保険の対象となる歯科技工物を作成している歯科技工所を対象としているのは、どのような理由からですか？	医療保険の対象となる歯科技工物は、国が定める公定価格が実質的な上限額となり、価格転嫁ができず経営努力のみで対応することが困難なことから支援対象としています。
6	対象施設	助産所のうち、出産育児一時金等請求を行う助産所のみを対象としているのは、どのような理由からですか？	出産育児一時金等を公定価格(診療報酬等)類似と考えて、支援対象としています。
7	対象施設	市町村(一部事務組合、地方独立行政法人)が開設する施設は、支援対象ですか？	支援対象ではありません。所在市町村に類似の支援策がないかお問合せください。
8	対象施設	介護医療院は、支援対象ですか？	本支援金の支援対象ではありません。「高齢者施設等物価高騰対策支援金」の対象となります。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/180891.html
9	申請	同様の趣旨の支援金を市町村から受けている(又は受ける予定がある)のですが、県の支援金も申請することができますか？	<p>県の支援金は、市町村等が実施する他の支援制度を利用しても、なお費用の増加分に足りない場合は、申請することが可能です。ただし、県の支援金を受給した場合に他の支援金を受け取ることができるか否かは、他の支援金の支給要件を御確認ください。</p> <p>(例)県から7万円交付対象の無床診療所。5万円の光熱費増。 ・県への申請とは別に市町村から7万円の支援金が支給されている(もしくは、交付申請し支給される予定がある)。 →費用の増加分(5万円)を超える給付を受けるため、県への申請不可 ・県への申請とは別に市町村から3万円の支援金が支給されている(もしくは、交付申請し支給される予定がある)。 →なお費用の増加分に足りない(2万円)ため、県からも7万円交付する。</p>

No	内容	質問	回答
10	申請	同一施設で医科と歯科の両方の医療機関等コードを有しているのですが、2施設分を申請できますか？	それぞれで費用が増加しているわけではありませんので、いずれか一方のみを申請してください。
11	申請	同じ住所地(建物内)で施術室を分けることなく「あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを業とする施術所」と「柔道整復を業とする施術所」を併設しているのですが、2施設分を申請できますか？	それぞれで費用が増加しているわけではありませんので、いずれか一方のみを申請してください。
12	申請	毎月のテナント賃料に光熱水費が含まれており、費用の増加はないのですが、申請することはできますか？	申請できません。今回の支援金は、物価高騰の影響を受けて費用が増加している医療機関等を対象としています。
13	申請	企業内診療所や社会福祉施設内の医務室で、医療機関としての費用の増加はないのですが、申請することはできますか？	申請できません。今回の支援金は、物価高騰の影響を受けて費用が増加している医療機関等を対象としています。
14	申請	今後、施設を廃止(病床数を減床)する予定ですが、申請することはできますか？	申請時点で施設の廃止(減床)を届け出ている場合や、令和5年度(2023年度)中に廃止(減床)する予定の場合は、対象となりません。
15	申請	介護療養病床も支給金額の計算に含みますか？	含みません。介護療養病床分は、介護療養型医療施設として「高齢者施設等物価高騰対策支援金」の対象となります。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/180891.html
16	申請	休床中の病床も支給金額の計算に含みますか？	令和5年(2023年)6月26日時点で、九州厚生局熊本事務所に対して休床の届出を提出している病床は含みません。
17	申請	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2第7項の規定により届け出た病床数(医療法の規定に基づく許可病床以外の増床分)は、計算に含みますか？	含みます。
18	申請	複数の医療機関の開設者です。医療機関毎に申請する必要がありますか？	複数の施設を開設している場合は、「申請書様式(一括申請用)」を使用し、まとめて申請することが可能です。
19	申請	医療機関コードは10桁ではなく、7桁ではないのですか？	医療機関コードは、都道府県番号2桁(熊本県=43)+点数表番号1桁(医科=1、歯科=3)+事業所番号7桁で構成されていますので、医科は「431」、歯科は「433」を頭に付けて10桁で記入してください。

No	内容	質問	回答
20	申請	「療養費の受領委任の承諾通知の写し」が手許にありません。申請できないでしょうか？	令和5年(2023年)1月～9月の期間に実施した施術のうち任意の1件の「療養費支給申請書の写し」を1部添付してください。その場合、患者名等の個人情報は黒塗りにしてください。
21	申請	受領委任取扱いの登録記号番号を有しない施術所が提出することとされている「医療保険(療養費)の対象となる施術を行っていることが確認できる書類」とは何ですか？	令和5年(2023年)1月～9月の期間に実施した施術のうち任意の1件の「療養費支給申請書の写し」を1部添付してください。その場合、患者名等の個人情報は黒塗りにしてください。
22	申請	申請後に記載漏れや誤りに気づきました。どうすればよいですか？	下記事務局にメール又は電話でご連絡ください。その際、施設名をお伝えください。 <名称> 熊本県物価高騰対策支援金申請受付事務局 <メールアドレス> iryo@kmj-bukka.com <電話番号> 050-3535-2254 <電話受付時間> 午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)
23	振込口座	申請者名義ではない口座を、振込口座とすることはできますか？	可能です。別途「委任状兼口座振替申出書」を添付してください。申出書には、委任者、受任者双方の押印が必要ですので、郵送で提出してください。
24	振込口座	インターネットバンキングを利用しています。紙の通帳はないのですが、口座が分かる書類とは何を提出すればよいのですか？	申請書に記入した振込口座情報(口座名義、口座番号等)が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。
25	その他	支援金の税務上の取り扱いは？課税対象となるのですか？	この支援金は、税務上、益金(個人事業主の場合は総収入金額)に算入され、課税対象となります。詳細については管轄する税務署に御確認ください。
26	その他	確定申告後に、消費税仕入控除税額の報告は必要ですか？	消費税及び地方消費税相当額を除いた分を対象経費としていますので、消費税仕入控除税額の報告は不要です。
27	その他	申請書は手書きで記載し提出してよいですか？	手書きでの作成も可能ですが、できる限り県ホームページからエクセルデータをダウンロードして作成いただくようお願いいたします。エクセルデータは、申請額が自動計算される他、様式間で重複する入力箇所は自動入力されるようにしています。また、押印が不要な書類は、メールでの提出も是非ご利用ください。
28	その他	申請書類をダウンロードできる環境がありません。申請書様式を入手するためにはどうしたらよいですか？	下記事務局に電話で「医療機関等の申請書を郵送希望」の旨連絡し、施設名、送付先住所、宛先等をお伝えください。事務局では、複数の施設の受付を行っていますので、必ず「医療機関等」用と指定ください。 <名称> 熊本県物価高騰対策支援金申請受付事務局 <電話番号> 050-3535-2254 <受付時間> 午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

No	内容	質問	回答
29	その他	申請内容について、電話照会が行われることはありますか？	<p>申請書に不備があった場合等には、修正をお願いするために「熊本県物価高騰対策支援金申請受付事務局」から連絡をすることがあります。</p> <p>事務局から問い合わせをする場合の発信元は次のとおりです。特殊詐欺にはご注意ください。</p> <p><電話番号> 050-3535-2254</p> <p><メールアドレス> iryo@kmj-bukka.com</p>